

令和7（2025）年度 事業計画書  
(令和7（2025）年1月1日～12月31日)



## 1. 基本方針

### (1) 教育への支援

当財団は、水道土木関連学科を学ぶ学生の教育への支援を重視し、学生が優れた教育を受け、持続可能な水道土木の未来に貢献する専門家の輩出を目指す。

### (2) 経済的な困難を抱える学生への支援

経済的な困難を抱える学生に対し奨学金の支給を行い、学費や関連費用の負担を軽減し、学生が学業に集中できる環境を整えることを目指す。

### (3) 社会貢献の期待

奨学金を受けた学生に対して将来的な社会貢献を期待し、学生が学んだ知識や技術を活かし、環境保護と地域社会の生活環境向上に貢献することを目指す。

### (4) 透明性と公正性の確保

奨学金給付団体に求められるガバナンス体制を構築し、奨学金の選考プロセスは透明性と公正性を重視し行う。社会の信頼を得た永続的な活動を行う。

## 2. 事業活動

### (1) 奨学金事業

当財団は、水道土木関連学科に就学する大学生で学業成績が優秀でありながらも経済的な理由により修学が困難な学生に対しての奨学援助を通じ、奨学生の学業とキャリアの発展を促進する使命を担うとともに、持続可能な社会に貢献する水道土木の専門家の輩出に寄与することを目的とする。

#### ① 水道土木奨学金事業

学生13名（予定）を採用し奨学金の給付を行う。

奨学金は一人年額360,000円（月額3万円の12ヶ月）とする。

#### ② 応募資格

当財団の奨学生となる者は水道土木関連学科に在籍する学生（短期大学、四年制大学、大学院）で、次のいずれにも該当しなければならない。

- ・日本国籍を有し学資の援助をすることが必要であると認められる者
- ・将来社会的に有益な活動を目指す者。
- ・学業の成績が優秀であること（下記にいずれかに該当すること）

ア.入学時から直近までの学業成績において、G P A（平均成績）が2.4以上であること

イ.新入生の場合、高等学校等における評定平均が3.5以上であること

ウ.高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

・以下のいずれかを就学できる学部・学科に在籍すること

水道や下水道などの上下水道システム、河川やダム、浄水施設の整備、社会基盤施設（社会インフラ）を計画、設計、建設、維持管理するための技術や知識を習得する科目

③ 受給期間

2025年4月1日～2026年3月31日　まで

④ 奨学金

13名程度に年額36万円（返還の義務なし）

給与方法：月額3万円の6ヶ月分（18万円）を年2回（7月と12月）、本人名義の銀行口座に送金する。

⑤ 応募期間

2025年4月1日（火）～5月31日（土）※消印有効

⑥ 応募方法

下記の必要書類をメールもしくは郵送にて提出

ア.願書（顔写真貼付）

イ.学生証のコピー

ウ.収入を証明できる書類（家計支持者の前年度分の源泉徴収票など）

エ.成績証明書（出願受付期間内に発行されたもの）

オ.標準化G P A計算書または学習成績の状況計算書

カ.一次選考通過者のみ以下の論文を提出いただきます。

<作文テーマ>『水道土木工学の役割と未来について』

（作文には、①なぜ水道土木学科のある学校へ進学したのか、②将来の夢及び目指す職業について、具体的に記載するようしてください。論文は400字詰め原稿用紙2枚程度でパソコン／自署、いずれも可。）

⑦ 選考方法

奨学生を選考するために、当財団の奨学金選考委員会規程に基づいて選考委員会を設置し、構成する委員は、3名以上7名以下とし過半数は法人外部の有識者をもって充てる

こととし、奨学生の候補者と特別の利害関係がある場合には選考に加わらないなど制限を設けて、恣意性が排除される選考体制を構築する。

奨学生候補者は、1次・2次審査（所定の選考基準により、世帯収入等に基づく書類審査及び選考委員全員による作文等の評価を勘案し総合的に評価して審査を行う。）を経るなどして、理事会の決議により当財団の奨学生を決定する。

⑧ 審査結果の通知

当財団の選考委員会による公正な審査及び、理事会の決議を経て理事会開催後1箇月以内に審査結果を文書にて応募者にお知らせする。

（2）活動報告

奨学金を受けた学生からの中間・終了報告を当財団のホームページに掲載することにより周知し更に当財団の活動報告とする。

以上